

こ成安第 177 号
令和 7 年 9 月 4 日

文 部 科 学 省

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
初 等 中 等 教 育 局 児 童 生 徒 課 長 殿

こども家庭庁成育局安全対策課長

児童生徒等の保護者等が自ら行う災害共済給付の給付金の支払の請求に係る
留意点について（周知依頼）

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）が運用する災害共済給付制度において、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）の給付金の支払の請求は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成 15 年政令第 369 号。以下「令」という。）第 4 条第 1 項の規定により、学校の設置者に行っていただいているところです。

他方、同条第 2 項においては、児童生徒等（※ 1）の保護者等（※ 2）が自ら給付金の請求をすることができること及びこの場合において当該請求は学校の設置者を經由して行うことを定めています。

このことについて、留意点を下記に示しますので、貴省を通じて、各教育委員会等に対して周知いただきますようお願いします。

（※ 1）児童生徒等とは、令第 3 条第 3 項に規定する児童、生徒、学生又は幼児をいう。

（※ 2）保護者等とは、令第 4 条第 2 項に規定する児童生徒等の保護者（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項第 7 号に規定する保護者をいう。以下同じ。）又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあっては当該生徒若しくは学生をいう。

記

1. 令第 4 条第 2 項においては、「前項の規定にかかわらず、災害共済給付契約に係る児童生徒等の保護者（法第 15 条第 1 項第 7 号に規定する保護者をいう。以下同じ。）又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあっては当該生徒若しくは学生は、自ら前項の請求をすることができる。この場合において、当該請求は、当該災害共済給付契約に係る学校の設置者を經由して行うものとする」と定めているところ、令第 4 条第 2 項に基づく請求については、学校の設置者に当該請求の可否等を判断し、又は請求内容を審査する権限はないため、学校の設置者が学校の管理下で発生した災害であると認識しているか否かにかかわらず、学校の設置者は、經由機関として保護者等から提出された支払請求書を JSC に送付する義務があるものと解されます。

したがって、学校の設置者が、保護者等から提出された支払請求書を JSC に送付しなかった場合には、保護者等の災害共済給付の給付金の請求を行う権利の侵害に当たる可能性があることから、学校の設置者が保護者等から受領した支払請求書については、速やかに当該請求書を JSC へ送付していただけますようお願い致します。

2. なお、令第 4 条第 1 項においては、「災害共済給付の給付金の支払の請求は、災害共済給付

契約に係る学校の設置者が行うものとする」と定めており、学校の設置者が請求することを基本とするこれまでの運用を変更するものではありません。

以上

【問い合わせ先】

災害共済給付制度に関すること

こども家庭庁成育局安全対策課災害共済給付係

TEL:03-6858-0193

Mail:anzenaisaku.saigaikyouusai@cfa.go.jp

※ ただし、個別の災害に係ることは、独立行政法人日本スポーツ振興センターの以下ウェブサイトに記載の連絡先

【独立行政法人日本スポーツ振興センター】

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/814/Default.aspx>

【独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号）（抄）】

（業務の範囲）

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～六 （略）

七 学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）につき、当該児童生徒等の保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の政令で定める者を含む。以下同じ。）又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあつては当該生徒若しくは学生その他政令で定める者に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。）を行うこと。

八～十 （略）

【独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成 15 年政令第 369 号）（抄）】

（給付金の支払の請求及びその支払）

第四条 災害共済給付の給付金の支払の請求は、災害共済給付契約に係る学校の設置者が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害共済給付契約に係る児童生徒等の保護者（法第十五条第一項第七号に規定する保護者をいう。以下同じ。）又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあつては当該生徒若しくは学生は、自ら前項の請求をすることができる。この場合において、当該請求は、当該災害共済給付契約に係る学校の設置者を經由して行うものとする。

3～5 （略）